



鳥労発基 1126 第 4 号
令和 7 年 11 月 26 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）及び「労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）については、令和 7 年 11 月 18 日に公布及び告示され、令和 8 年 1 月 1 日から施行又は適用されることとされたところです。

今般、改正省令及び皮膚等障害告示の趣旨、内容等について、別添のとおり令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



参考 通達等のダウンロード先

厚生労働省ホームページ「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～」内

1. 関係通達

(1) 令和7年11月18日付け 基発1118第1号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

ダウンロード先 上記の厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596516.pdf>



(2) 令和7年11月18日付け 基発1118第2号

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

ダウンロード先 上記の厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596517.pdf>



2. 関係省令

(1) 令和7年厚生労働省令第113号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

ダウンロード先 上記の厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596506.pdf>



3. 関係告示

(1) 令和7年厚生労働省告示第301号

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収若しくは皮膚に侵入健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

ダウンロード先 上記の厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596507.pdf>

